

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正（5.4.28 公布、5.5.8 施行）に伴い、新型コロナウイルス感染症の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行されたことを踏まえ、当該感染症に係る検査等の業務に従事した職員の保健衛生業務手当の上限額の特例を廃止する。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症に係る検査等の業務に従事した場合に、保健衛生業務手当として日額3,000円を上限として支給する特例を廃止する。

3 施行期日

公布の日